

## セーフティネット保証 5 号の概要

需要の著しい減少等により中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障が生じている業種について、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号（セーフティネット保証 5 号）の規定に基づいて指定。指定された業種に属する事業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証（別枠保証等）の利用が可能となる。

### <特例保証の内容>

#### ①保証限度額の別枠化

（一般保険限度額）			（別枠保険限度額）	
・ 普通保険	2億円	+	・ 普通保険	2億円
・ 無担保保険	8,000万円		・ 無担保保険	8,000万円

#### ②保証割合

別枠部分について借入額の 80%を保証

#### ③保証料率

保証協会所定（概ね 1. 0%以下）（一般の保証は 1. 35%（平均））

### <認定手続き（個々の中小企業者）>

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者がセーフティネット保証 5 号を利用するには、当該事業に係る取引の数量の減少等が生じているため、その経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けることが必要。